

令和6年10月 1日

石川県立こころの病院

一般名による処方について

当院では、国内の医薬品の供給状況等を踏まえ、患者様が円滑にお薬を受け取れるよう、一般名による処方（お薬をメーカーや商品名を問わず薬剤成分名で処方せんに記載すること）を行っています。

趣旨をご理解のほど、よろしくお願いいたします。

また、令和6年10月から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（※）がかかります（当院では、院外処方の場合）ので、ご注意ください。

（※）この場合、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の金額が、医療保険の患者負担と別にかかります。